

静岡県告示第502号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の②のエの表スルガ銀行株式会社御殿場西支店の項所在地の欄中「847番3」を「853番地の1」に改める。

2の③のエの表沼津信用金庫大岡支店の項所在地の欄中「1700-2」を「1749番地の1」に改め、静岡信用金庫道原支店の項所在地の欄中「道原640番地の2」を「三和1342番地」に改める。

附 則

この告示は、平成29年7月6日から施行する。ただし、2の③のエの表の改正規定は、平成29年6月19日から施行する。